

北東アジア課長

()

政第 1944 号

昭和

昭和 49 年 4 月 28 日

外務大臣 廳

在 大 韓 民 國 後 宮 大 使

(件名)

韓国 原爆被害者の 援助要請

引用公・通信
目付・番号



4月10日 東亞日報以、韓国原爆被害者

援護会が、被爆者 孫振斗氏を日本の裁判

所に於て勝訴したことに因連して 韓国内にある

全被爆者と同様な救済を要望する旨の

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

0828

声明書を答表に右の如く報じたい。併報告
申し置る。

故、同声明書を別添送付す。

4月10日 東田日報

“韓国被爆者も救済すべき”

韓国原爆被害者援護協会、ソウルに総合病院

× × ×

1日 韓国原爆被害者援護協会(会長

孫判石、62)は声明書を発表、原爆症

治療のための日本に転入国した韓国人

孫振斗(47)が被爆者健康手帳の交付

問題で日本の「初回」米を相手に提起し

た訴訟で勝訴、孫氏が無料治療を

うけよることができたのは当然である」と

語って「韓国内におる二萬余名の被爆者も日本国内におる被爆者と同等に救済してくねるべきである」と強調した。

この協会は、またこのように要求を具体化するため、またすべての被爆者に対する実態を調査してくねる~~こと~~^{こと}を促し、「治療と生活両面の援護及び被爆者達の治療のための総合病院をソウルに建ててくねると要求した。

この声明は、日本政府に対する韓国内被爆者に対する被害補償を強かに

要木しなかに「去る 72 年 10 月 9 日、日本
「大平、外相が発言した「外国人社団
若くは経済に対する特別^立法、を促進
すべき」とあると述べた。

聲 明 書

今般、日本國內の被爆者孫振斗氏^が~~は~~
~~が~~裁判(1974年3月30日第一審)に勝
訴し、被爆者手帳をもらい、また原爆
病治療を受けようになつたのは、当然なる
判決である。

したがって、日本侵略戦争の犠牲者として、

韓国内におる武島余名被爆者も

日本國內におる被爆者と同等な救済

を要望する。

第一、韓国内被爆者に対する^根根拠補償

を要求する

※二 治療と生活両面の援護及び心

ソウル総合病院 建立 (実現)

※三 大平外相の 1972年10月9日発言の

外国人被爆者救済に対する特別

立法を推進する

以上のように要案を具体化するため、

まず一全被爆者に対する実態調査を

促す。

1974. 3. 30

ソウル特別市 中区 仁山見洞 2街 23, 1号 豊島街 3階

社団法人 韓国原爆被爆者援護協会

(カ列1358)

電話 (26) 4023号

会長 趙判石